

仕 様 書

- 1 業務名
堺市学校職員雇入時等健康診断業務
- 2 目的
労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 43 条に規定の健康診断（以下「健診」という。）業務を実施することにより、対象堺市学校職員（以下「教職員」という。）の健康増進に寄与することを目的とする。
- 3 履行場所
発注者の承認を得た医療機関
- 4 履行期間
契約締結日から令和 12 年 3 月 31 日までとする。

第 1 章 総則

- 1 基本的事項
 - (1) 健診業務を実施するにあたっては、労働安全衛生法（法律第 57 号）、学校保健安全法（法律第 56 号）、健康増進法（法律第 103 号）、高齢者の医療の確保に関する法律（法律第 80 号）、医療法（法律第 205 号）、医師法（法律第 201 号）、保健師助産師看護師法（法律第 203 号）、臨床検査技師等に関する法律（法律第 76 号）その他関係法令を遵守し、常に正確な健診結果を提供するため、本仕様書及び契約書に従い業務を履行しなければならない。
 - (2) 内部精度管理及び外部精度管理については、「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」（平成 16 年厚生労働省告示第 242 号。令和 6 年 4 月 1 日厚生労働省告示第 184 号による改正後のものをいう。）に定める精度管理に関する事項に準拠すること。
- 2 健診対象者及び予定人数
予定人数は変動するものとする（別表 1-1 参照。月別の受検者想定数は別表 1-2 参照）。
 - (1) 雇入時健康診断（全項目）
 - ・（通年随時） 約 150 名（各年度）
 - (2) 任用時健康診断（一部項目）
 - ・（通年随時） 約 450 名（各年度）
 - (3) 任用時健康診断（胸部エックス線検査のみ）
 - ・（通年随時） 約 240 名（各年度）
 - (4) 他医療機関受検入出力業務
 - ・（通年随時） 約 10 名（毎年度）
- 3 医療機関の確保
次の要件を満たす医療機関を確保するものとし、あらかじめ医療機関名、所在地及び付近見取図等を発注者に提出し承認を得るものとする。なお、提携医療機関を使用する場合は、当該医療機関の使用承諾書を提出すること。
 - (1) 医療機関は、堺市内又はその近隣地域に所在し、公共交通機関にて利便性のよい場所にあること。
 - (2) 医療機関の周辺環境及び施設管理の状況は、健康診断の実施に支障がなく、受検者に不安又は誤解を生じさせるおそれがないものであること。

4 現場責任者

- (1) 受注者は、現場責任者を選任し、「業務責任者届」(納品物 1-1)により発注者へ届け出ること。
- (2) 受注者は、現場責任者に変更が生じたときは、速やかに発注者へ報告するとともに、「業務責任者届」を再提出すること。
- (3) 現場責任者は、「業務計画書」(納品物 1-2)及び「使用機材一覧」(納品物 1-3)を発注者へ提出すること。
- (4) 現場責任者は、「従事者名簿」(氏名及び免許番号が記載したもの)(納品物 1-4)を発注者へ提出すること。
- (5) 受注者又は現場責任者は、前各号の提出書類の内容に変更が生じたときは、速やかに発注者へ報告するとともに、必要な書類を再提出すること。
- (6) 現場責任者は、健診業務の実施に関する現場の指揮監督その他業務全般を統括するものとする。
- (7) 現場責任者は、健診業務の実施に当たり、負傷、火災、盗難その他の事故の防止に努めるとともに、安全衛生管理を適切に行うこと。
- (8) 受注者は、現場責任者を補佐する者をあらかじめ定め、発注者へ報告すること。当該補佐者は、現場責任者が不在のときは、その職務を代行するものとする。
- (9) 現場責任者又はその代行者は、健診業務実施中は健診会場に常駐し、発生した事故その他のトラブルに迅速に対応するとともに、常時発注者と連絡が取れる体制を確保すること。

5 健診会場内の巡回

現場責任者は、健診会場を巡回し、本仕様書に沿って健診業務が行われているか、また、問題箇所がないかを監視し、必要があれば適切な処置を行うとともに、速やかに発注者に連絡すること。

6 必要体制

- (1) 健診の実施に当たっては、受検者のプライバシー保護に十分配慮するとともに、受検者の安全及び利便性を確保し、健診が円滑に実施できるよう必要な人員及び運営体制を整備すること。
- (2) 健診用機器は、定期的な整備及び点検を実施し、適切な精度管理がなされたものであって、長時間かつ多人数の検査に十分耐え得る性能を有するものを使用すること。また、故障、性能劣化その他の不測の事態に備え、必要な予備機器を確保すること。

7 従事者の服務

- (1) 健診業務に従事する者は、清潔な白衣又は制服等を着用するとともに、名札を着用すること。
- (2) 健診業務に従事する者は、業務遂行に当たり、言動に十分注意し、受検者その他の者に不快感を与えないよう努めること。
- (3) 健診業務に従事する者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、その職を退いた後も同様とする。

8 廃棄物の処理

- (1) 健診の実施に伴い発生した廃棄物は、受注者の責任において適正に処理すること。
- (2) 廃棄物の処理に要する費用は、受注者の負担とする。

9 健診業務に係る経費の負担

健診業務に使用する機材(機器、備品等)に係る経費並びに衛生関係消耗品及び一般消耗品に係る経費は、受注者の負担とする。

10 医療事故等

- (1) 受注者は、医療事故等の発生を防止するため、必要な管理体制を整備し、適切な措置を講じること。
- (2) 健診会場において医療事故その他の異常事態が発生した場合は、直ちに必要な応急措置を講じるとともに、速やかに発注者へ報告し、その指示を受けること。
- (3) 医療事故が発生し、受検者に健康被害を生じさせたとき、又は健康被害を生じさせるおそれがあるときは、受注者の責任において応急措置その他必要な措置を講じるとともに、その回復に必要な費用を負担し、損害を賠償しなければならない。

11 秘密の保持

- (1) 受注者は、本契約の履行により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。また、発注者から提供された健診対象者データ及び健診結果データについては、適切な安全管理措置を講じ、厳重に管理しなければならない。
- (2) 受注者は、発注者の承諾なく、前号のデータ等を複写し、又は複製してはならない。
- (3) 受注者は、健診業務に係る電算処理業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 受注者は、前号までのデータ等を発注者の指示する業務以外の目的に使用し、又は利用してはならない。また、第三者に提供してはならない。
- (5) 受注者は、健診業務に係る電算処理業務において事故が発生したとき、又はやむを得ない事由により業務の遂行が困難となったときは、直ちに発注者へ報告するとともに、その指示に従わなければならない。

第2章 健診業務の内容

1 雇入時健康診断（全項目）

(1) 健診内容

- ① 既往歴及び業務歴の調査
- ② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ③ 診察（打聴診・問診）
- ④ 身体測定（身長・体重・BMI・視力）
- ⑤ 腹囲測定
- ⑥ 血圧測定
- ⑦ 尿検査（糖・蛋白）
- ⑧ 尿沈査検査（蛋白(+)以上の受検者に実施）
- ⑨ 聴力検査（1,000Hz 及び 4,000Hz における聴力検査）
- ⑩ 胸部エックス線検査直接撮影
- ⑪ 心電図検査（12 誘導心電図）
- ⑫ 血液検査
 - ・ 貧血検査（血色素量・赤血球数）
 - ・ 肝機能検査
AST・ALT・γ-GT
 - ・ 血中脂質検査
HDLコレステロール・LDLコレステロール・血清トリグリセライド

- ・血糖検査
空腹時血糖
- ・腎機能検査
血清クレアチニン

(2) 健診結果

- ・「雇入時等健康診断結果報告書（受検者通知用）」（納品物 2-5）は、個人情報の保護に十分配慮し、「結果報告書の見方」（納品物 2-1）を同封し、又は結果報告書の裏面等に印刷の上、親展扱いの封筒に封入・封緘し、健診実施日から 2 週間以内に本人が指定する住所へ郵送すること。
- ・「雇入時等健康診断個人票（管理台帳）」（納品物 2-2）は、健診実施日の属する月の翌月 15 日までに、発注者へ 2 部提出すること。
- ・緊急に精密検査又は治療を要する所見が認められた場合は、直ちに発注者へ報告するとともに、必要に応じてエックス線画像データその他の検査資料及び健診結果を添付し、発注者及び本人へ送付すること。
- ・発注者が指定する受検者については、本人が持参する「（全項目）雇入時健康診断受検票」（別表 2-1）の証明欄に胸部エックス線検査に係る異常の有無を記載し、健診当日に本人へ交付すること。

2 任用時健康診断（一部項目）

(1) 健診内容

- ①既往歴及び業務歴の調査
- ②自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ③診察（打聴診・問診）
- ④身体測定（身長・体重・BMI・視力）
- ⑤血圧測定
- ⑥尿検査（糖・蛋白）
- ⑦尿沈査検査（蛋白(+)以上の受検者に実施）
- ⑧聴力検査（1,000Hz 及び 4,000Hz における聴力検査）
- ⑨胸部エックス線検査直接撮影

(2) 健診結果

- ・「雇入時等健康診断結果報告書（受検者通知用）」（納品物 2-5）は、個人情報の保護に十分配慮し、「結果報告書の見方」（納品物 2-1）を同封し、又は結果報告書の裏面等に印刷の上、親展扱いの封筒に封入・封緘し、健診実施日から 2 週間以内に本人が指定する住所へ郵送すること。
- ・「雇入時等健康診断個人票（管理台帳）」（納品物 2-2）は、健診実施日の属する月の翌月 15 日までに、発注者へ 2 部提出すること。
- ・緊急に精密検査又は治療を要する所見が認められた場合は、直ちに発注者へ報告するとともに、必要に応じてエックス線画像データその他の検査資料及び健診結果を添付し、発注者及び本人へ送付すること。
- ・発注者が指定する受検者については、本人が持参する「（一部項目）雇入時健康診断受検票」（別表 2-3）の証明欄に胸部エックス線検査に係る異常の有無を記載し、健診当日に本人へ交付すること。

3 胸部エックス線検査のみ

(1) 健診内容

①胸部エックス線検査直接撮影

(2) 健診結果

- ・「雇入時等健康診断結果報告書（受検者通知用）」（納品物 2-5）は、個人情報の保護に十分配慮し、「結果報告書の見方」（納品物 2-1）を同封し、又は結果報告書の裏面等に印刷の上、親展扱いの封筒に封入・封緘し、健診実施日から2週間以内に本人が指定する住所へ郵送すること。
- ・「雇入時等健康診断個人票（管理台帳）」（納品物 2-2）は、健診実施日の属する月の翌月15日までに、発注者へ2部提出すること。
- ・緊急に精密検査又は治療を要する所見が認められた場合は、直ちに発注者へ報告するとともに、必要に応じてエックス線画像データその他の検査資料及び健診結果を添付し、発注者及び本人へ送付すること。
- ・発注者が指定する受検者については、本人が持参する「（エックス線のみ）雇入時健康診断受検票」（別表 2-4）の証明欄に胸部エックス線検査に係る異常の有無を記載し、健診当日に本人へ交付すること。

4 他医療機関受検入出力業務

他の医療機関が発行した健康診断書又は人間ドック検査成績書については、受注者の責任において医師による総合判定を行うとともに、健診結果データを入力し、「雇入時等健康診断個人票（管理台帳）」（納品物 2-2）を作成の上、当該書類の受領後2週間以内に発注者へ提出すること。

5 健診業務の詳細

①受付

- ・各受検票（別表 2-1、2-2、2-3、2-4）により本人確認を行い、問診票を交付すること。
- ・問診票の記載内容を確認し、記載漏れがある場合は適宜補記を求めること。
- ・受検者のプライバシー保護に十分配慮し、他の受検者に個人情報や問診内容等が聞こえないよう対応すること。なお、当該配慮は受付に限らず健診会場全体において行うこと。
- ・受検者からの質問には丁寧に対応し、必要に応じて発注者へ連絡すること。
- ・各検査項目への円滑な誘導を行うこと。

②診察（問診・視診・触診・打聴診）

- ・診察内容は、問診、視診、触診及び打聴診とする。
- ・診察を担当する医師は、受検者からの質問に対し、誠実かつ適切に回答すること。
- ・再測定が必要と認められる受検者については血圧の再測定を行い、その旨が確認できるよう問診票その他の関係書類に記録すること。

③身体測定（身長・体重・BMI・視力）

- ・身長の測定値は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで記録すること。
- ・体重の測定値は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで記録すること。
- ・BMI（Body Mass Index）は、受注者において算出すること。
- ・視力検査は、裸眼視力又は矯正視力により実施すること。
- ・視力検査は、視力表を用いて5メートルの距離から測定する方法又は視機能検査器を用いて測定する方法により実施すること。

④血圧測定

- ・血圧測定については、「循環器病予防ハンドブック」（一般社団法人日本循環器病予防学会編）その他最新の関係法令、指針及び学会基準を参考として適切に実施すること。
- ・受検者を椅子に着座させ、安静な状態で測定すること。
- ・測定前に測定方法等について説明を行い、測定中は受検者への不要な声掛けを行わないこと。
- ・最高血圧 160mmHg 以上、最低血圧 100mmHg 以上又は最高血圧 90mmHg 以下の場合には、安静後に再測定を行うこと。なお、必要に応じて医師が確認すること。

⑤尿検査

- ・人工透析を受けている受検者については、尿検査を強制しないこと。

- ・尿中の糖及び蛋白の有無を検査すること。検査方法は試験紙法その他これに準ずる方法とする。
- ・採尿時及び検査結果の判定時においては、他の受検者から見えないう配慮し、プライバシー保護に十分留意した環境を確保すること。
- ・尿蛋白陽性（＋）以上の受検者については、尿沈渣検査を実施すること。
(尿沈渣：予定件数約 30 件（＊ 予定件数は変動するものとする。）（各年度）)

⑥聴力検査

- ・補聴器を使用している受検者については聴力検査を実施せず、「補聴器使用」と記録すること。
- ・オーディオメータを用い、1,000Hz 及び 4,000Hz の純音について、左右それぞれの聴力検査を実施すること。
- ・オーディオメータは、日本産業規格（JIS T 1201-1 及び JIS T 1201-2）に適合するものを使用すること。
- ・検査は、周囲の騒音の影響をできる限り受けない環境（防音室又はこれに準ずる環境）で実施すること。

⑦胸部エックス線検査直接撮影

- ・健診場所は、受検者が寒さを感じない室温（概ね 22℃以上）を維持するとともに、湿度、換気、騒音その他の室内環境に配慮し、受検者が快適に受検できる環境を確保すること。
- ・受検者のプライバシー保護のため、更衣時及び撮影時には、カーテン、衝立その他の遮蔽物を設置し、他の受検者から見えないう適切な措置を講じること。

⑧腹囲測定＜全項目受検者のみ実施＞

測定方法

- ・メタボリックシンドロームの判定基準に基づき、立位、軽呼気時に臍高部で測定すること。なお、腹部の脂肪蓄積が著しく、臍が下方に偏位している場合は、肋骨下縁と前上腸骨棘の中点の高さで測定すること。
- ・腹囲測定に当たっては、受検者のプライバシー保護に十分配慮し、着衣のまま測定する方法を認めるものとする。
- ・着衣の上から測定した場合は、厚生労働科学研究の成果を踏まえ、実測値から 1.5cm を減じた値を腹囲の測定値とすること。

⑨心電図検査＜全項目受検者のみ実施＞

- ・安静時標準 12 誘導心電図により実施すること。
- ・受検者のプライバシー保護のため、検査中は衝立その他の遮蔽物を設置し、他の受検者から見えないう配慮すること。

⑩血液検査＜全項目受検者のみ実施＞

- ・採血は、「標準採血法ガイドライン」その他これに準ずる方法に基づき実施すること。
- ・採血後は、十分な止血確認を行うこと。
- ・採血後に体調不良を訴える受検者があった場合は、直ちに安静措置を講じるとともに、必要に応じて医師の診察を受けさせること。

⑪最終確認

- ・受検者が全ての検査を終了したときは、問診票その他関係書類を回収し、必要な検査項目を全て受検していることを確認すること。
- ・未受検項目が確認された場合は、速やかに当該項目を受検させること。
- ・本人の申し出により未受検項目が生じた場合は、直ちに発注者へ連絡し、その指示を受けること。

6 健診結果の判定

- ①胸部エックス線検査の画像は、2 名以上の医師により読影するものとし、そのうち 1 名は呼吸器科又は放射線科の専門的知識及び十分な経験を有する医師であること。ただし、健診当日に胸部エックス線検査に係る異常の有無を証明する場合は、1 名の医師による読影で差し支えない。

- ②受注者の判定医は、＜公益社団法人日本人間ドック・予防医療学会＞が示す判定区分等を参考に各健診項目の判定を行い、当該判定結果を総合的に評価した上で総合判定を行うこと。
- ③判定及び所見の区分は、受注者の判定・所見コードによるものとする。受注者は、あらかじめ判定・所見基準表（納品物 3-1）を発注者へ提出し、＜堺市教育委員会総合管理担当産業医＞の承認を受けること。
- ④胸部エックス線検査の結果、要精密検査と判定された者がある場合は、当該受検者の問診票及び検査成績並びにエックス線画像データ又は画像資料を発注者へ速やかに送付すること。
- ⑤緊急に治療又は精密検査を要すると判定した者がある場合は、直ちに発注者へ報告するとともに、当該受検者の問診票及び検査成績（胸部所見の場合はエックス線画像データ又は画像資料を含む。）を送付すること。

7 精密検査の実施

①対象

健診の結果、疾病若しくは異常所見が認められた者、その疑いがある者又は精密検査を実施しなければ適切な診断が困難な者を対象とする。

②費用の徴収

精密検査は保険診療として実施し、その費用は受検者の負担とする。

8 納品物

別表 3 のとおりとする。

※学校園コードは別表 4 のとおりとする。

※参考様式に記載された項目を満たしている場合は、受注者独自の様式を使用することができる。

※その他必要な事項については、必要に応じて発注者及び受注者が協議の上、定めるものとする。

9 その他の事項

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、その都度、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとする。

第3章 暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1) に定める報告及び届け出又は(2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

予定数量

別表1-1

健診名	対象者	項目	単年度 (人)	3年度分 (人)
雇入時 健康診断 (全項目)	翌年度 新規採用予定 教職員 及び 任期付教職員 (1年間の任用予 定者)	診察（打聴診・問診） ※既往歴及び業務歴の調査、 自覚症状及び他覚症状の有無の検査を含む	150	450
		身体測定（身長・体重・BMI・視力）		
		腹囲測定		
		血圧測定		
		尿検査（糖・蛋白）		
		聴力検査（1,000Hz、4,000Hz）		
		心電図検査（12誘導心電図）		
		血液検査 （貧血・肝機能・血中脂質・血糖検査・腎機能検 査等10項目）		
		胸部エックス線検査直接撮影		
		尿沈渣検査	20	60
任用時 健康診断 (一部項目)	臨時的任用 教職員（新規1年 未満任用予定 者）	診察（打聴診・問診） ※既往歴及び業務歴の調査、 自覚症状及び他覚症状の有無の検査を含む	450	1,350
		身体測定（身長・体重・BMI・視力）		
		血圧測定		
		尿検査（糖・蛋白）		
		聴力検査（1,000Hz、4,000Hz）		
		胸部エックス線検査直接撮影		
		尿沈渣検査	10	30
胸部エックス線検査 のみ	会計年度任用職員	胸部エックス線検査直接撮影	240	720
他医療機関受検入出力業務			10	30

予定数量は変動することがある。

	全項目受検者数	一部項目受検者数	エックス線のみ受検者数
4月	1	130	2
5月	1	20	2
6月	1	20	2
7月	1	5	2
8月	1	10	2
9月	1	20	2
10月	1	15	2
11月	1	10	2
12月	2	15	2
1月	80	5	2
2月	50	10	120
3月	10	190	100
計	150	450	240

全項目

堺市教育委員会 雇入時健康診断受検票

氏名	
職員番号	生年月日 年 月 日
住所 〒 -	
※健康診断結果の送付先住所を記入ください。	
健診項目	(1) 診察（問診・打聴診等 ※既往歴、自覚症状等の調査含む） (2) 身体計測（身長・体重・視力・聴力・血圧・腹囲） (3) 尿検査（糖・蛋白） (4) 胸部エックス線検査（直接撮影） (5) 心電図検査 (6) 血液検査

----- 医療機関証明欄 -----

【判定結果】

①任用可能：異常なし（ ）

②任用可能：経過観察（ ）

③要精密検査（ ）精検項目（ ）

④就業上の医師の意見 ☐就業可能 ☐就業不可

健診年月日 令和 年 月 日

上記のとおり診断する

医療機関名 _____

医師 _____

全項目

堺市教育委員会 雇入時健康診断受検票

氏名	
職員番号	生年月日 年 月 日
住所 〒 ー	
※健康診断結果の送付先住所を記入ください。	
健診項目	(1) 診察（問診・打聴診等 ※既往歴、自覚症状等の調査含む） (2) 身体計測（身長・体重・視力・聴力・血圧・腹囲） (3) 尿検査（糖・蛋白） (4) 胸部エックス線検査（直接撮影） (5) 心電図検査 (6) 血液検査

※証明不要

醫師 _____

エックス線のみ

堺市教育委員会 雇入時健康診断受検票

氏名			
職員番号		生年月日	年 月 日
住所 〒 -			
※健康診断結果の送付先住所を記入ください。			
健診項目	(1) 胸部エックス線検査 (直接撮影)		

----- 医療機関証明欄 -----

【判定結果】

①任用可能：異常なし ()

②任用可能：経過観察 ()

③要精密検査 () 精検項目 ()

④就業上の医師の意見 ☐ 就業可能 ☐ 就業不可

健診年月日 令和 年 月 日

上記のとおり診断する

医療機関名

医師

納品物一覧表

別表3

納品物番号	様式番号	様式名	部数	提出期日	納品場所	備考
1-1	参考様式①	業務責任者届	1 部	3月末日	教職員企画課	責任者の氏名・連絡先等を記載し、発注者あて提出すること。
1-2	任意様式	業務計画書	1部	3月末日	教職員企画課	年間業務計画書を発注者あて提出する。スケジュールが確認できるものとする。
1-3	参考様式②	使用機材一覧	1部	3月末日	教職員企画課	使用する機材一覧（機材名、使用検診項目、商品番号等）
1-4	参考様式③	従事者名簿	1部	3月末日	教職員企画課	氏名及び免許番号を記載すること。
2-1	参考様式④	結果報告書の見方	-	納品物「2-5」と同日	本人指定の住所地	参考様式④を参照し、健康診断の結果の見方を納品物2-5と同封または裏面等に印刷すること。
2-2	参考様式⑤	雇入時等健康診断個人票 （管理台帳）	2 部	実施翌月15日まで	教職員企画課	健診日順・カナ氏名五十音順で編冊して納品すること。 （教育委員会用・学校管理台帳用）
2-3	参考様式⑥	有所見者一覧表	1 部	実施翌月15日まで	教職員企画課	総合判定が「健康」「健康要観察」以外の有所見者の健診結果の全項目を記載すること。 健診日順・カナ氏名五十音順で編冊して納品すること。
2-4	参考様式⑦	雇入時等健康診断結果報告書 （一覧表）	1 部	実施翌月15日まで	教職員企画課	健診日順・カナ氏名五十音順で編冊して納品すること。
2-5	参考様式⑧	雇入時等健康診断結果報告書 （受検者通知用）	1 部	健診実施日から2週間以内	本人指定の住所地	「結果報告書の見方」（参考様式④）を同封または裏面等に印刷の上、プライバシー保護の観点から封筒へ密封のうえ、本人の指定する住所地へ郵送すること。
3-1	任意様式	判定・所見基準表	1 部	3月末日	教職員企画課	検査項目ごとの判定・所見基準を一覧にし、納品すること。
3-2	任意様式	個人別健診結果データ	電子データ	各月（実施翌月15日まで）	教職員企画課	個人ごとの健診結果一覧（各健診項目の値及び判定区分及び総合判定）

* 様式の使用は必須ではなく、項目等が網羅されていれば発注者の独自様式でも可。その際は発注者と受注者で協議を行い決定する。

堺市立学校園一覽

別表4

学校番号	小学校名	住所	電話番号
1	三宝	堺区三宝町5-286	072-238-0001
2	錦西	堺区神明町西2-1-1	072-232-1056
3	市	堺区市之町西3-1-14	072-223-4610
4	錦綾	堺区錦綾町1-6-19	072-228-5183
5	浅香山	堺区今池町5-4-43	072-238-0003
6	錦	堺区九間町東3-1-17	072-232-1036
7	熊野	堺区熊野町東5-1-49	072-233-3227
8	榎	堺区榎元町2-3-11	072-233-2552
9	三国丘	堺区北三国ヶ丘町5-1-1	072-232-2818
10	英彰	堺区寺地町西4-1-1	072-221-8666
11	新湊	堺区西湊町6-6-1	072-244-6776
12	少林寺	堺区少林寺町東4-1-1	072-232-1126
13	安井	堺区南安井町4-1-5	072-238-5341
14	大仙西	堺区大仙西町4-129	072-241-2977
15	神石	堺区石津町2-6-1	072-241-2151
16	大仙	堺区大仙中町16- 1	072-241-0888
17	東陶器	中区陶器北674	072-236-0036
18	西陶器	中区田園570	072-236-0035
19	福田	中区福田727	072-235-9286
20	東百舌鳥	中区土塔町139	072-236-0288
21	土師	中区土師町3-35-1	072-277-9020
22	八田荘	中区八田寺町231	072-271-0335
23	八田荘西	中区毛穴町268-2	072-270-0048
24	宮園	中区宮園町4-1	072-278-0981
25	東深井	中区深井水池町3214	072-278-2791
26	久世	中区平井999	072-278-0324
27	深阪	中区深阪5-15-1	072-237-3210
28	深井	中区深井中町1409	072-278-0108
29	深井西	中区深井北町926	072-278-6301
30	日置荘	東区日置荘西町2-46-1	072-285-0260
31	日置荘西	東区日置荘西町6-9-1	072-285-5238
32	登美丘東	東区丈六224	072-236-2130
33	登美丘西	東区大美野135	072-236-0031
34	登美丘南	東区草尾596	072-236-6051
35	野田	東区北野田897-2	072-236-0065
36	南八下	東区菩提町5-228	072-285-0614
37	八下西	東区引野町1-110	072-286-1611
38	白鷺	東区白鷺町2-8-1	072-285-8585
39	浜寺石津	西区浜寺石津町中2-3-28	072-241-6505
40	浜寺東	西区浜寺船尾町東1-101	072-265-1141
41	向丘	西区上野芝向ヶ丘町6-7-1	072-278-0340
42	平岡	西区堀上緑町1-6-1	072-271-5044
43	福泉	西区菱木2-2186-1	072-273-1861
44	福泉上	西区上127-1	072-274-4611
45	福泉東	西区草部946-1	072-274-9311
46	鳳	西区鳳中町2-22	072-262-0124
47	鳳南	西区鳳南町1-7	072-272-1200

学校番号	小学校名	住所	電話番号
48	津久野	西区津久野町3-14-11	072-262-0303
49	家原寺	西区家原寺町1-7-1	072-274-3401
50	上野芝	西区神野町2-25-1	072-271-4123
51	浜寺	西区浜寺諏訪森町東2-163	072-261-9407
52	浜寺昭和	西区浜寺昭和町2-282	072-261-0677
53	福泉中央	南区桃山台4-17-1	072-298-3045
54	桃山台	南区桃山台2-6-1	072-299-0038
55	宮山台	南区宮山台2-2-1	072-297-0515
56	竹城台	南区竹城台3-2-1	072-297-0777
57	竹城台東	南区竹城台1-10-1	072-235-0070
58	上神谷	南区片蔵1425	072-297-0028
59	若松台	南区若松台1-3-1	072-292-0001
60	茶山台	南区茶山台2-5-1	072-291-1104
61	三原台	南区三原台3-2-1	072-291-0394
62	泉北高倉	南区高倉台3-5-1	072-293-3800
63	槇塚台	南区槇塚台3-39-1	072-291-6000
64	はるみ	南区晴美台3-3-1	072-290-1112
65	原山ひかり	南区原山台4-3-1	072-293-5028
66	庭代台	南区庭代台3-12-1	072-298-3033
67	御池台	南区御池台2-3-1	072-298-7500
68	赤坂台	南区赤坂台2-2-1	072-298-3030
69	新櫛尾台	南区新櫛尾台3-7-1	072-298-7300
70	美木多	南区鴨谷台1-48-1	072-297-0821
71	城山台	南区城山台1-20-1	072-299-6571
72	新金岡	北区新金岡町1-4-1	072-252-1723
73	光竜寺	北区新金岡町3-7-1	072-251-2032
74	新金岡東	北区新金岡町4-1-9	072-255-8414
75	北八下	北区中村町250	072-252-0212
76	百舌鳥	北区百舌鳥梅町2-498	072-252-0477
77	西百舌鳥	北区百舌鳥西之町1-82	072-258-0231
78	東三国丘	北区東三国ヶ丘町2-2-1	072-252-0263
79	東浅香山	北区大豆塚町1-60	072-252-1081
80	金岡	北区金岡町1254	072-252-0028
81	金岡南	北区金岡町1182- 1	072-258-3104
82	五箇荘	北区新堀町2-58	072-252-1418
83	五箇荘東	北区北花田町2-203	072-255-7911
84	新浅香山	北区東浅香山町3-31-4	072-254-5081
85	中百舌鳥	北区中百舌鳥町6-1033-2	072-258-2650
86	大泉	北区新金岡町4-9-1	072-251-2816
87	黒山	美原区阿弥93	072-361-0602
88	平尾	美原区平尾360	072-361-0029
89	美原北	美原区大保19	072-361-0002
90	八上	美原区大饗117-1	072-361-0810
91	美原西	美原区太井548	072-362-4891
92	さつき野	美原区さつき野東1-6-1	072-362-4689

堺市立学校園一覧

別表4

学校番号	中学校名	住所	電話番号
93	月州	堺区神南辺町1-1	072-238-0968
94	浅香山	堺区今池町5-3-8	072-233-3586
95	殿馬場	堺区櫛屋町東3-2-1	072-238-8101
96	殿馬場(夜間学級)	堺区櫛屋町東3-2-1	072-221-0755
97	三国丘	堺区向陵西町3-6-15	072-221-8511
98	大浜	堺区大浜南町2-4-1	072-238-1988
99	陵西	堺区大仙西町2-79	072-244-4086
100	旭	堺区大仙中町11-1	072-241-1827
101	泉ヶ丘東	中区陶器北184	072-236-2421
102	東百舌鳥	中区新家町260	072-236-5441
103	八田荘	中区八田北町580-11	072-270-0601
104	深井	中区深井沢町2470-1	072-270-0067
105	平井	中区平井346	072-277-9015
106	深井中央	中区深井北町220-1	072-278-7681
107	日置荘	東区日置荘北町3-11-28	072-285-0460
108	登美丘	東区高松408	072-236-2426
109	野田	東区南野田101-1	072-235-3727
110	南八下	東区菩提町2-58	072-286-5571
111	浜寺	西区浜寺船尾町西5-60	072-261-2205
112	上野芝	西区上野芝向ヶ丘町5-25-1	072-278-0540
113	福泉	西区山田2-55	072-271-0267
114	鳳	西区鳳西町1-159-1	072-265-1441
115	津久野	西区神野町2-16-1	072-274-0215
116	浜寺南	西区浜寺南町1-55	072-262-6225
117	福泉南	南区桃山台3-7-1	072-298-0001
118	宮山台	南区宮山台1-1-1	072-297-2233
119	若松台	南区若松台3-34-1	072-297-0129
120	三原台	南区三原台1-12-1	072-291-0395
121	晴美台	南区晴美台3-8-1	072-291-5300
122	原山台	南区原山台4-2-1	072-299-5135
123	庭代台	南区庭代台2-19-1	072-298-3043
124	赤坂台	南区赤坂台2-1-1	072-298-3040
125	美木多	南区鴨谷台1-47-1	072-299-3700
126	金岡北	北区新金岡町1-5-1	072-252-0378
127	八下	北区中村町977-20	072-252-0412
128	陵南	北区百舌鳥西之町1-75	072-252-1801
129	長尾	北区長曾根町1179-5	072-252-0347
130	金岡南	北区金岡町2469	072-258-0233
131	五箇荘	北区新堀町1-85-2	072-254-0031
132	中百舌鳥	北区中百舌鳥町6-1034-11	072-257-4535
133	大泉	北区新金岡町4-9-1	072-251-6311
134	美原	美原区小平尾390	072-361-0271
135	美原西	美原区大饗102-2	072-361-6500
136	さつき野	美原区さつき野東1-6-1	072-362-4689

学校番号	高校名	住所	電話番号
137	堺(全日制)	堺区向陵東町1-10-1	072-240-0840
138	(定時制)	〃	072-240-0841

学校番号	支援学校名	住所	電話番号
139	上神谷支援	南区御池台4-24-1	072-298-2859
140	百舌鳥支援	北区百舌鳥西之町1-124	072-252-3081
141	百舌鳥支援旭分校	堺区大仙中町11-2	072-244-5940
142	百舌鳥支援宮園分校	中区宮園町4-1	072-270-2035

学校番号	幼稚園名	住所	電話番号
143	三国丘	堺区北三国ヶ丘町4-1-12	072-232-3193
144	白鷺	東区白鷺町2-8-2	072-285-0001
145	津久野	西区津久野町3-7-17	072-262-0758
146	みはら大地	美原区菅生587	072-361-8772